

多様化する 外国人介護人材の在留資格

2018年12月8日に改正出入国管理法が成立し、2019年4月1日から施行されています。これにより外国人介護人材の在留資格は、これまでの①経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補生、②留学から介護福祉士資格を得て介護現場で働く人（在留資格「介護」）、③外国人技能実習生に、4つめの「特定技能」が加わりました。なお、特定技能には1号・2号があり、2号の場合は家族の帯同ができ、永住も可能となる在留資格ですが、介護分野については、2号は②の在留資格「介護」と同等レベルとみなされ、存在しません。

法務省では「特定技能1号」の在留資格で3年以上介護施設で就労後、実務者研修を受講し、介護福祉士試験に合格した場合は②の在留資格「介護」と認める省令改正の準備を進めているほか、過去にEPAで入国し、介護福祉士国家試験で不合格となって帰国した人については、4年間以上の就労経験等、一定の条件があれば、特定技能1号として認めることとなりました。

多様化する受入れの仕組みと、事業者が行うべき配慮・注意点等についてみていきます。

外国人介護人材の受け入れ制度は4種類に

2018年12月の出入国管理法の改正により、外国人介護人材の受け入れ制度は、①2国間の経済連携協定（EPA）に基づく受け入れ（2008年7月）、②介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格「介護」の付与（2017年9月）、③外国への技能移転を目的にした技能実習制度への介護分野の追加（2017年11月）、④特定技能1号（2019年4月）の4種類となった。

「特定技能1号」と、他の制度との関係は図1の通りとなっている。制度の趣旨がそれぞれ異なるため、多様化している。

新たに加わった「特定技能1号」は、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」で、技能水準・日本語能力水準を試験等で確認し入国、介護施設等で通算5年間の就労が可能となっている。「特定技能1号」の技能水準は、「技能実習」の上位に位置づけられている。

他産業（建設、造船・船用工業）では「特定技能2号」（特定産業分野に関する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）も存在するが、介護分野については、「特定技能2号」は在留資格「介護」と同等レベルとみなしているため、介護分野には存在しない。

「特定技能1号」は、家族（配偶者・子）の帯同は基本的に認められていないが、在留資格「介護」では可能であり、在留期間も更新は必要であるものの、回数制限はない。

なお、法務省では、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）を踏まえ、「特定技能1号」の在留資格で、3年以上介護施設等で就労後、実務者研修を受講し、介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」の資格を認める省令改正の準備を進めている。

「特定技能1号」は就労と同時に配置基準に算定可能

介護分野での「特定技能1号」の受け入れ見込み数は、5年間で最大6万人（上限）。人材の基準は、介護技能評価試験（現地語）、日本



語試験（国際交流基金日本語基礎テスト（14職種共通）または日本語能力試験（N4以上））に加えて介護日本語評価試験の合格者となっている（いずれも海外で実施）。介護日本語評価試験は、介護分野のみに上乘せされている試験で、介護業務に従事するうえで支障のない程度の水準の日本語能力を確認するもの。

すでにフィリピンでは第1回試験（2019年4月13～14日）、第2回（5月25～27日）、第3回（6月15～16日）、第4回（6月22～24日）、第5回（7月1～4日、8～11日）と月1回ペースで実施されており、今後も同様のペースで開催される予定である。なお、第1回は受験者113人・合格者84人、第2回は受験者336人・合格者121人等となっている。合格者は今後、ビザの申請手続きを経て、入国することとなる。

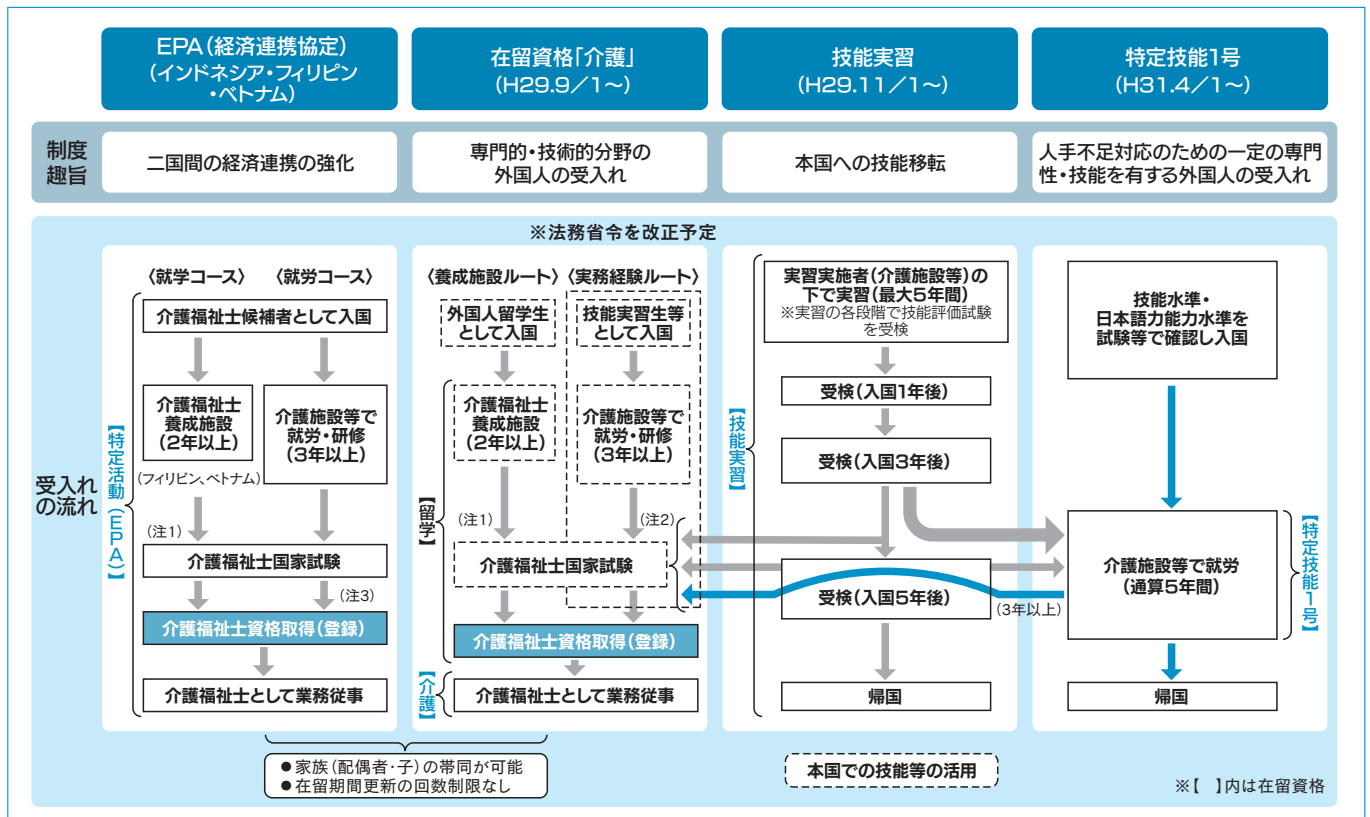
フィリピン以外の国（ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）においても、試験の実施環境が整った国から順次行われる見込みとなっている。

「特定技能1号」の資格者が従事する業務は、入浴、食事、排泄介助等の身体介護のほか、レクリエーションや機能訓練の補助等の支援業務であり、技能実習と同様に、訪問系サービスは対象外となっている。

雇用形態は、受け入れ機関と外国人が直接、雇用契約を結ぶ直接雇用で、派遣による就労は認めていない。また当然ながら、労働基準法の対象となる。受け入れ機関には、厚生労働省が組織する協議会への加入や、厚生労働省が実施する調査や指導への協力、事業所単位での受け入れ人数の設定（「特定技能1号」資格者の総数は「日本人等の常勤介護職員の総数を超えない」）が求められる。

「特定技能1号」の外国人介護人材の介護報酬上の取扱いは、技能実習3年修了者と同様の介護技能があるとみなして、就労と同時に配置基準に算定することができるが、一定期間（6カ月を想定）は他の日本人職員とチームでケアにあたる等、受け入れ施設で順応できるようなサポートし、ケア

図1 外国人介護人材受入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。
 (注3) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験および日本語試験等を免除。

図1・2…介護分野における特定技能協議会(第1回)資料6より(図1は編集部にて一部修正)



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

の安全性を確保するための体制をとることも求められる。

EPA帰国者も

「特定技能1号」への移行が可能に

本年5月10日には「特定技能」の介護の運用要領が改正され、過去にEPA介護福祉士候補者として入国し、介護福祉士試験に合格できずに帰国した外国人も、「特定技能1号」へ移行することが可能となった。

対象者の要件は、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者で、直近の国家試験の結果通知書により①合格基準点の5割以上の得点であること、②すべての試験科目で得点があること、となっている。この要件を満たす者は、技能試験と日本語能力試験等が免除される。「特定技能1号」に移行することにより、さらに最長で5年間、引き続き介護施設等で就労することが可能となる。なお、5年の在留期間中に介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」に移行することが可能である。

このほか、厚生労働省では、外国人介護人材が円滑に就労・定着できるように、2019年度予算で「外国人介護人材受入環境整備事業」を創設している。地域の中核的な受け入れ施設等での介護技能向上のための集合研修等の実施（自治体を通じた定額補助あり）、介護の日本語学習支援等事業（日本介護福祉士会が実施）、介護業務の悩み等に関する相談支援事業（国際厚生事業団（JICWEL）が実施）等を行う。業務の悩み等に関する

る相談支援事業は、外国人だけでなく一般人、受け入れ施設からの相談にも対応する。

地域医療介護総合確保基金でも、「介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業」を実施しており、2019年度から「特定技能」も対象に追加している。外国人留学生への奨学金等の支援を行う介護施設等への経費助成、外国人介護人材と介護施設等とのマッチング支援を行っている（図2）。外国人介護人材の獲得に向けては、これらの支援策も利用したい。

なお、今号では、EPAによる介護福祉士候補生の受け入れに2009年から取り組み続け、最近は「特定技能1号」の人材獲得も進んでいる社会福祉法人晋栄福祉会を訪ね、期待される効果や注意点等についてうかがった。

図2 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接または日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3 ※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- ①外国人留学生の情報収集や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- ②現地で合同説明会の開催等のマッチング支援等

事業イメージ

【送り出し国】

留学生
※ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ネパール、ミャンマー、モンゴル etc.

協議会の設置など、関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託

マッチング支援団体

- ①養成施設、介護施設等からの情報の提供
- ②現地教育機関等からの情報収集
・現地教育機関訪問
・候補者リストの作成
・候補者との面談
・ビデオレターの作成等
- ③現地合同説明会等のコーディネート

- ・留学生の受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイントの紹介
- ・ビデオレターの作成等

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

③現地合同説明会等開催事業
留学生候補者と、留学生受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

Interview

●インタビュー●

外国人介護人材が地域の生活者として 輪に加わられるような配慮を

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長（前）

柴田 拓己氏



4つの受け入れルートの 理解を進めるために

外国人介護人材の受け入れ制度は、かつてはEPAによるものだけでしたが、この2年間で在留資格「介護」、技能実習、特定技能1号が加わり、4つの受け入れルートができました。

EPAでは2008～2018年度の約10年間で3カ国から延べ4302人（うち合格者981人）の候補者を受け入れていました。在留資格「介護」は、昨年12月末時点で185人の方に在留資格が付与されています。これは介護福祉士養成施設（2年以上）に入学して介護福祉士の資格を取得するルートですが、養成施設への入学者は2016年度が257人、2017年度が591人、2018年度が1142人と、倍々増えてきています。留学生は今後も増えていくものと思われまます。技能実習については、本年3月末で1819人の技能を実習計画が認定されています。

これらに、本年4月から特定技能1号が加わったわけですが、制度が増えすぎてなかなかついていけないという声もいただいているので、今年2月から全都道府県や地方厚生局単位での説明会を開催しました。さらに個別の説明会にも積極的に対応していきたいと考えています。また、受け入れる事業者向けに作成したガイドブック（※）も厚生労働省のホームページに掲載（日本語・英語）していますので、ご活用く

ださい。

なお、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、3年以上介護施設等で就労した技能実習生や特定技能1号等の方が、実務者研修を受講し、介護福祉士国家試験へ合格をすると、家族の帯同が可能で在留期間更新の回数制限もない在留資格「介護」へ転換することができるよう、法務省で省令の改正準備をしています。

技能実習で入国した方もこのルートを利用することが可能ですが、3年以上の就労期間が必要であることから、開始から2年経っていない両制度では、実際の対象者が出てくるのは少し先になると思われまます。

安心して就労・定着できる 環境整備に向けて

特定技能1号による介護分野の人材受け入れは、5年間で最大6万人を上限としています。1人でも多くの方に日本の介護分野を選んでもらえるよう、昨年12月の出入国管理法改正から準備を急ぎ、今年4月のフィリピンでの試験を実施しました。

介護以外の分野も含めた特定技能1号の海外での試験は原則、年に2回以上の開催が政府の方針となっていますが、介護分野については4月のフィリピンでの実施を出発点に、月1回のペースで開催しています。その他の国について

も、実施環境が整い次第、順次実施していく予定です。

また、今年度予算で「外国人介護人材受入環境整備事業」を実施しています。地域の中核的な受け入れ施設等での集合研修、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用、介護業務の悩み等に関する相談支援等、外国人介護人材が安心して就労・定着できる環境を整備するものです。こうしたものも重要だと考えています。

さらに、地域医療介護総合確保基金で行われている「介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業」では、国内事業者と海外人材のマッチング支援も行っています（4頁図2参照）。これは在留資格「介護」がスタートしたことを踏まえ、2018年度に当該基金の支援メニューに加えたものですが、今年度から特定技能も対象に加えました。各都道府県が特色のある内容で実施しますので、自事業所の所在地で行われている場合にはぜひ活用していただきたいと思います。

過去にEPAで入国し、介護福祉士国家試験に合格できず帰国された方も、条件をクリアしていれば特定技能1号への移行が可能になりましたが、もともと看護学校（3～4年）卒業等の前職要件があり、さらに日本にも慣れている方たちを帰国させたままというのほもったいないので、再度活躍していただける道を作りましました。

事業者のみなさまには、外国人介護人材を単なる労働者としてではなく、日本人と同等の処遇はもちろん、生活面での各種手続きのフォロー、互いの文化・習慣についての理解など、地域の生活者として輪に加わられるような配慮を期待しています。

※「外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック」（2018年度に厚生労働省補助事業を活用して三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 が作成したもの）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html 1. 制度の概要 参考2

●社会福祉法人晋栄福祉会（大阪府）の取り組み

社会福祉法人晋栄福祉会は、2009年度からEPAによる外国人介護福祉士候補者の受け入れを開始し、現在は在留資格「介護」（以下、介護ビザ）で入国した者、留学生も職員として配属している。今年10月には技能実習生が、年度末には特定技能1号も入国する見込みとなっている。外国人介護人材獲得の効果と課題、今後の見通し等についてうかがった。

外国人介護職員の割合が約18%に

1979年に保育所開設から事業を開始した社会福祉法人晋栄福祉会は、1993年から特別養護老人ホームを開設し、高齢者福祉分野にも参画。現在は兵庫県・大阪府・奈良県で介護施設17カ所、保育施設24カ所を運営している。

同法人の職員総数1359人（2019年4月時点）のうち、介護職員は579人となっており、このうち日本人職員は474人、外国人職員は105人であるが、今年度中にEPA、技能実習生、特定技能のルートで増員が確定しているため、今年度中には外国人介護職員が約18%を占める。2009年度から受け入れを開始したEPAによる介護福祉士候補者・有資格者は外国人職員のうち90人を占め、中心的な存在となっている。

出身国別の配属数（2019年6月時点）は、ベトナムが12人（EPA候補者10人、留学生1人、介護ビザ1人）、フィリピンが31人（EPA介護福祉士1人、EPA候補者17人、介護ビザ5人、留学生8人）、インドネシアが62人（EPA介護福祉士29人、EPA候補者33人）となっている。さらに2019

年11月にベトナムからの技能実習生3人、同年12月にフィリピンから4人とインドネシアから6人のEPA候補者が、2019年度末（2020年3月）までにフィリピンから6人の特定技能1号の職員が配属される予定となっている。

同法人のグローバル戦略推進室付部長・カブロング雪江氏は、次のように語る（以下、「」内はカブロング氏）。

「人材確保はどの法人でも大きな課題となっていますが、当法人の近年の日本人職員の採用状況は、新卒者は数名のみ、既卒者は右肩下がりとなり、介護福祉士等資格を取得した非常勤職員を正職員に採用して補っていました。

特定技能1号については、フィリピンでの面接を済ませており、6人の方を採用する予定です。入国前の試験に備えた勉強を6月からしてもらっているところですが、今年度末、もしくは早ければ来年の1月くらいには入国できる見込みです。特定技能1号は、EPAや留学生より即就労開始が可能となるので、介護現場として必要な人材です。採用プロセスには時間がかかりますが、特定技能制度がやっと始まり配属に向けての可能性を感じています。

一定の条件を満たしたEPAの帰国者が、

特定技能1号として入国できること

になったのも、スムーズに進めばよいルートだと思えます。特定技能1号で優秀な人は3年で、在留期限が原則なくなる在留資格「介護」のビザに転換できるでしょう。そうなれば送り出し機関への手数料等の支払い義務もなくなる可能性もあるでしょうし、いままでEPAには要件があわなかった法人でも、人材獲得の可能性は高くなると思われれます。新ルートの人材をどう支援していくか、受け入れていくのが、今後の私たちの新たな課題だと思いますが、すでにあるEPAや留学生受け入れの実績を活かしていきたいと考えます」。

62人は夜勤も可能

同法人では、外国人職員のうち、可能な職員（EPA介護福祉士26人、介護ビザ6人、EPA候補者の半数・30人の計62人）は夜勤にもついている。

「夜勤に入れる職員が必要ということもありますが、EPA候補者を夜勤にも配置しないと、日中が外国人職員ばかりになってしまうことが懸念されます。

表 各制度にかかる経費の比較

	入国費用	管理費 (学費・交通費・人件費)	住宅	3年間総額	年間額
EPA (候補者)	68.8万円～ 78.8万円	6万円	115万円	189.8万円～ 199.8万円	63.2万円～ 66.6万円
EPA (有資格者)	32.5万円	4.8万円	214万円	251万円	84万円
留学生	58.6万円	83.2万円	70万円	212万円	71万円
技能実習生	120万円	162万円	70万円	332万円	109万円
特定技能外国人	50万円	123万円	70万円	244万円	81万円

Copyright © 2018 SHIN-EI FUKUSHI-KAI All Rights Reserved



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

EPAで入国した方は、コミュニケーションのスキルには問題がありません。国ごとの大まかなレベルは、個人差がありますが、ベトナムの方は日本語レベルが総じて高いですね。N4やN5で入国するフィリピンやインドネシアの方は、配属されて3カ月ほどはあたたましていますが、その後は順調です。留学生はN5で入国するので、実際に介護業務につくのは少し時間がかかります」。

在留資格が増え入国ルートもさまざまとなったことから、導入経費にも違いが出てきている。表は、同法人での制度ごとの経費をまとめたものだが（給与は別途）、学習支援や試験にかかる経費、手数料や監理費等は制度により異なる。

「特定技能に関しては、実際の採用プロセスを始めてから判明する経費もあるので、外国人職員の採用ノウハウがない法人では、初回は登録支援機関を通じたほうがよいと思います」。

定着してもらおうための方策は

外国人職員に定着してもらおうには多角的な支援が必要となるが、同法人では、大阪・兵庫・神戸・奈良の各エリアに、学習支援の担当者、メンタルケアの担当者を数人ずつ置いている。EPA候補者を受け入れ始めた当初は、日本人職員が通常業務と兼務で担当していたが、現在は外国人職員のための業務のみに携わる形にできている。また、外国人職員の人数が100人を超えているため、先輩が来日したばかりの後輩をフォローする姿など

もみられるという。

「EPA有資格者26人のうち、候補生時代から在籍しているのは3人のみです。そのほかの23人は、資格取得後に帰国していた方、他の施設から転職してきた方です。家族を帯同された場合、日本語のできない家族へのフォローを優先的に進めていく必要があります。言葉が通じないと閉じこもりがちになり、全員で帰国することにもつながりますので、週1〜2回、近所の集会所等で母国語のできる日本人職員が日本語を教えたり、何かイベントがあれば一緒にきてもらうなど、できるだけ外に出ていただくようにしました。家族丸ごとの支援をしたのは、5家族ほどです。家族で定着した方は、新しく開設した施設への異動も問題なく、お子さんの年齢にあわせて保育所や学校が近い場所に異動するといったローテーションもできるようになりました。

声かけを常にすることでメンタル面が安定

社会福祉法人晋栄福祉会
グローバル戦略推進室付部長

カプロング雪江氏



新しく入職した外国人職員は毎年、たとえばきのこ狩り等のアクティビティ付き小旅行に誘っています。施設長を中心に、一緒に現場を離れて遊び、食事しながら、「何かあったら言ってね」という声かけをしています。声かけを常にして「気にかけてくれている」と思ってもらえると、母国を離れていても施設長はじめ担当職員との信頼関係を築くなかで、メンタル面がかなり安定します。

外国人職員へのフォローをすることについては、日本人職員の理解が必要です。外国人だけを優遇しているわけではなく、人口減少社会のなかでもに働く、一緒に頑張る仲間であるということを理解してもらえよう、研修等の機会を多く設けています。

実際に迎えてみないとわからない部分もありますが、今後は、試験不合格で帰国したかつてのEPA候補生が特定技能1号で入国し、EPA有資格者と一緒に仕事をすることになりますので、家族が帯同できている有資格者とのギャップを感じた場合の精神的サポートの必要性も感じています。また、もちろん日本人職員の介護職員採用にもこれまで以上に注力していきたいと考えています。

課題としては、配属初期のため有資格者がまだ定着できていない施設があるということ。環境が大変よく保育所もあり、都市部へのアクセスも悪くないのですが、とくに他県から転職してきた方の中には、駅や商業施設等が近いことを求めている場合があるためです。今後は有資格者がコミュニティに定着するように進めていきたいと考えています。地方の他法人から外国人職員の定着について相談されることもあり、返答に困ることもありますが、なかには自然が多い環境を好まれる方もいますし、人間関係を重視される方もいますので、そういった方とのつながりが、地方の施設への定着につながるのではないかと考えます」。

また、家賃補助もポイントになるといいます。同法人では、家賃・共益費をすべて補助もしくは本人の希望物件には月5万円まで補助している。資格取得後は住宅が3年間無料で、法人が契約している以外の物件に転居することもできる。家族を帯同している場合はファミリータイプの物件としている。

「今の勤務先は家賃負担があつて全然貯金できないので、ぜひ転職させてほしい」といった応募もあるそうだ。これからは基金事業等を活用して家賃補助制度等を整える都道府県が、就職先に優先的に選ばれる可能性もある。

今後ますます増えると思込まれる外国人職員の処遇は、同法人の対応が参考となるだろう。



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。